

# 令和7年 第10回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年10月24日 午後2時55分から午後4時35分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（13名）

会長  
会長代理

3番	船	川	由	孝
2番	松	島	政	雄
1番	新	井	智	子
4番	伊	丹		栄
5番	植	竹	一	寿
6番	石	川		広
7番	野	川		博
8番	江	森	敦	夫
9番	熊	谷	隆	夫
11番	増	田	隆	司
12番	眞	中	一	夫
13番	山	中		栄
14番	増	山	勝	一

農地利用最適化推進委員（6名）

丸	山	洋	之
富	山	悦	雄
梅	山	友	行
石	関		功
小	池	昭	三
小	川		肇

4 欠席委員（1名）

10番 倉持昭夫

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 2a未満の農業用施設の届出について

6 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 栗山浩史 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後2時55分

◆局長

皆様、こんにちは。

令和7年第10回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の農業委員の出席は13名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は6名です。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっています。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和7年第8回8月の総会議事録を確認します。

何かご意見等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和7年第8回8月の総会議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、5番の植竹委員、7番の野川委員をお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は2件でございます。

場所については、資料2、No.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 槇野地字古堤西〇〇外2筆、登記地目、現況地目ともに畑、合計面積325㎡、譲受人 槇野地〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 神明内〇〇 〇〇〇〇

譲受人の耕作面積13,132㎡、家族数5人、耕作者数2人

所有権移転となります。

本案件は、譲渡人が農地を整理したいと考え、以前から耕作を依頼している譲受人に譲渡の相談をしたところ、快く引き受けてもらえたことによる申請となります。

このことから、譲渡理由は経営規模縮小、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

10月19日、推進委員の〇〇さんとともに、譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんの息子さんにお会いしまして、現地を確認しました。申請地は、譲渡人が30年前に相続して取得した農地であります。高齢であるため維持管理ができないということで、譲受人に譲渡することで合意しました。譲受人は、申請地を長年耕作してまして、ご自身の農地の隣にあり家も近いことから、効率よく耕作できると思います。農機具も一式揃っていますので、特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

1番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

続いて、2番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料2、No.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 神明内字後〇〇外4筆、登記地目 田及び畑 現況地目 田及び畑、合計面積5,967㎡、譲受人 平須賀〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 神明内〇〇 〇〇〇〇

譲受人の耕作面積24,464㎡、家族数1人、耕作者数1人  
所有権移転となります。

本案件は、譲渡人が所有している農地について管理が難しくなり、以前に別の農地を3条で譲り渡したことがある譲受人に相談したところ、快く引き受けてもらえたことによる申請となっています。

このことから、譲渡理由は経営規模縮小、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

先日、譲受人と譲渡人に電話で確認をしました。

譲渡人は、3年ほど前から規模縮小を考えて、耕作をほかの方に依頼していたのですが、農地の一部はご自身で管理されていました。昨年譲受人が当該農地を全て作付しており、その際に売り渡すことを決めていたようで、今回の申請に至りました。

譲受人は農機具も揃っており、問題はないと思います。

以上です。

◆会長

2番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2番の案件は承認されました。

議案第1号は終了します。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は3件でございます。

場所については、資料2、No.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 松石字田倉〇〇外1筆、登記地目は田、現況地目は畑、合計面積331㎡、譲受人 久喜市〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 中四丁目〇〇 〇〇〇〇、転用目的

## 自己用住宅

農地区分は第2種農地となります。

所有権移転となります。

この案件は、以前に譲渡人の弟が自己用住宅を建築するために農地転用許可を取得し、住宅を建築する前に亡くなってしまい、その後相続した兄が農地の管理に困って不動産会社に相談し、売買することに至ったそうです。

なお、開発許可等の都市計画法の手続きについては、相続により一時停止をしているため、関係部署と調整中です。

排水については、敷地南側の水路に排水する計画となっています。

また、申請地の周囲には既設コンクリートブロックが設置されているため、土砂の流出等による周辺への影響はございません。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準ともに満たしていると考えています。以上です。

### ◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

### ◆担当委員

この案件については、10月20日に現地調査を行いました。また、申請代理人にも内容の確認をしています。

今回の申請地については、周辺に与える影響もなく農地転用をすることについて問題はないと思われます。

以上です。

### ◆会長

3番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

3番の案件は承認されました。

続いて、4番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

### ◆事務局

場所については、資料2、No.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 下川崎字前〇〇外5筆、登記地目は田、現況地目は畑、合計面積453.57㎡、譲受人 南三丁目〇〇 〇〇〇〇外1名、譲渡人 中五丁目〇〇 〇〇〇〇、転用目的 自己用住宅及び道路後退用地

農地区分は第2種農地となります。

所有権移転となります。

開発行為に関して、建築指導課に確認したところ、都市計画法第34条第11号区域であり、住宅の建築が可能とのことで、許可の見込まれる案件とのことでした。

なお、農地転用許可と開発許可は同日となる予定です。

排水計画については、敷地の北西側の道路の反対側の水路に排水する計画となっています。

また、申請地の周囲は、既設のコンクリートブロック及び土留めが設置されているため、土砂の流出等による周辺への影響はございません。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

この案件については、10月19日に譲受人に電話で確認をしました。

今回、譲受人のご夫婦は、南三丁目の集合住宅にて生活をしておりますが、居住スペースが手狭で荷物の量や生活において限界になっており、将来のことを考えて新たに住宅建築をすることがよいとの結論に至ったそうです。

土地を選定するに当たり、妻の仕事の継続や将来の子どもの誕生、市内に住む両親の今後のサポート等を考え、この申請地に決めたそうです。周りには新規の住宅も多く、生活するには最適であるとのことでした。

申請地は、南西側に市道が接続しておりますが、建築基準法第42条第2項の道路であり、道幅が4mに満たないため道路後退が必要となります。

この市道の場合は、片側に幅1m以上の水路があり片側後退となるため、申請地側に70cm後退という形で道幅4mになる計画とのことでした。

周辺農地への被害の防除措置等もあり、問題はないものと考えます。

以上です。

◆会長

4番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、4番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

4番の案件は承認されました。

続いて、5番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料2、No.5をご覧ください。

番号5、土地の所在 権現堂字新田前〇〇、登記地目、現況地目ともに畑、面積415㎡のうち4.63㎡、借受人 権現堂〇〇 〇〇〇〇、貸出人 権現堂〇〇 〇〇〇〇、転用目的 排水管敷設工事のための一時転用となっています。

農地区分は、第1種農地となります。

使用貸借権設定となります。

内容については、該当農地を掘削、排水管を敷設し、南側の道路側溝に接続する工事のための一時転用となっています。

転用期間は、許可後1か月です。完了後は速やかに農地へ復旧する計画となっています。

排水は生じない計画となっていますので、周辺の農地への土砂の流出等による影響はございません。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただき、許可の見込みがあることを確認しています。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

この案件については、10月18日、譲渡人に確認をしました。

申請理由は、現在住んでいる自宅の老朽化が進み、耐震化や居住環境のことを考慮し、家族と相談して建て替えることになったそうです。

建築予定地の排水先としては、北側の公道の側溝及び東側の水路の2か所があったそうですが、いずれも排水距離が長く勾配が確保できないとのことでした。

また、行政の指導で、公道等が近くに存在している場合には、周囲の環境保全のため

にも水路ではなく側溝へ排水するよう指導を受けました。幸い南側公道の側溝が近くにあり、排水距離も短く勾配も確保できますので、自然勾配で設置することになりました。

しかしながら、申請地が農地であることから、今回の申請に至ったとのこと。

また、建築基準法により、同一敷地内に台所、浴室、便所が独立した住宅は1戸しか建てられないとのことですので、建築後1年以内には取り壊すことも承知していますとのこと。

以上のことから問題はないと思います。

皆様のご審議をお願いします。

◆会長

5番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、5番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

5番の案件は承認されました。

議案第2号は終了します。

続いて、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

今回、農地中間管理事業の権利の設定を受ける借受人は20名となっています。

以上です。

◆会長

1番から3番については行幸地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

1番及び2番、借受人は〇〇〇〇さんです。

1番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。所有する農機具としましては、トラクター、田植機、コンバインがあります。

2番、〇〇〇〇さん、高齢により2年間休耕地になっており、隣接する農地の所有者の〇〇〇〇さんに依頼をしたもので、特に問題はないと思います。

3番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。農機具は一式所有しており、特に問題はないと思います。以上です。

◆会長

1番から3番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

4番から11番については権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

4番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

5番、6番は、借受人が〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん所有の農地を〇〇〇〇さんが権利設定をし、耕作するものです。以前から〇〇〇〇さんが耕作をしているので、問題はないと考えます。

7番、8番は、借受人が〇〇〇〇さんです。7番は、〇〇〇〇さんがご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、8番は、〇〇〇〇さんの所有の農地を〇〇〇〇さんが権利設定をし、耕作するものです。

なお、〇〇〇〇さんのものは賃貸借になります。特に問題はないと考えます。

9番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

10番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

11番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

4番から11番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

次に移ります。

12番から20番については、吉田地区の案件となりますので、推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

なお、本案件については、〇〇委員、〇〇委員の関係する案件を含みますので、一時

退席をお願いしたいと思います。

それでは、〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

1 2 番の〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

1 3 番の〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

1 4 番の〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

1 5 番の〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

1 6 番の〇〇〇〇さん、息子である〇〇〇〇さんに使用貸借で農地利用権の登録をするものです。

1 7 番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

1 8 番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

1 9 番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

2 0 番、〇〇〇〇さん、ご自身の農地を今後も権利設定をし、耕作していくもので、特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

1 2 番から 2 0 番について、何か質問等ございますか。

◆事務局

(事務局から資料の別紙、1 5 番の貸付人氏名の訂正について説明をする。)

◆会長

ほかに何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

〇〇委員と〇〇委員にお戻りいただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

2 1 番から 3 1 番について、八代地区の案件となりますが、〇〇委員の関係する案件を含みますので、一時退席をお願いしたいと思います。

なお、説明については、事務局からお願いします。

◆事務局

それでは、事務局から説明させていただきます。

21番、〇〇〇〇さんについては、現在、ご自身で当該農地の耕作を行っており、今後も引き続き耕作を継続することに支障はないものと考えます。

22番、23番は、〇〇〇〇さんについては、以前から貸付人の農地を含め耕作を行っており、今後も引き続き耕作を継続することに支障はないものと考えます。

24番、〇〇〇〇さんについては、現在、ご自身で当該農地の耕作を行っており、今後も引き続き耕作を継続していくことに支障はないものと考えます。

25番から31番については、担い手としてこれまでもご紹介している〇〇〇〇さんが借受人となるものであり、今後も耕作を継続していくことに支障はないものと考えます。

事務局からの説明は以上です。

◆会長

21番から31番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

〇〇委員にお戻りいただきたいと思います。

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしということよろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第3号については承認されました。

次に、報告事項に移ります。

報告第1号について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用5条の届出2件を報告する)

◆会長

続いて、報告第2号について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第2号、2a未満の農業用施設の届出についてでございます。

(2a未満の農業用施設の届出1件を報告する)

◆会長

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第5のその他に移らせていただきます。

(事務局から事務連絡を行う)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会にあたりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしくをお願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時35分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年1月27日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 植 竹 一 寿

署名委員 野 川 博